

2022年8月9日

株 主 各 位

神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

株式会社ドーン

代表取締役社長 宮崎正伸

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年8月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
三宮グランドビル 2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第31期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告の内容
内容及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類記載事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://www.dawn-corp.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い

1. 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。

2. 当日の株主総会の運営について

- ①体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合があります。
- ②株主様のお座席は例年よりも可能な限り間隔をあけて配置いたします。
- ③株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行う予定です。
- ④出席役員及び運営スタッフは、体調の確認を行ったうえ、マスク着用で対応いたします。
- ⑤会場受付付近には、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ⑥ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願いいたします。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.dawn-corp.co.jp>) でお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。



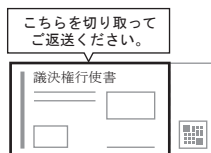
株主総会日時 2022年8月25日（木曜日）午前10時開催

当日ご出席以外の場合



■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



行使期限 2022年8月24日（水曜日）午後5時必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は4頁から5頁をご覧ください。

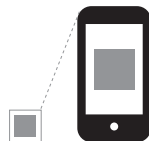
行使期限 2022年8月24日（水曜日）午後5時まで

議決権行使ウェブサイト▶<https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

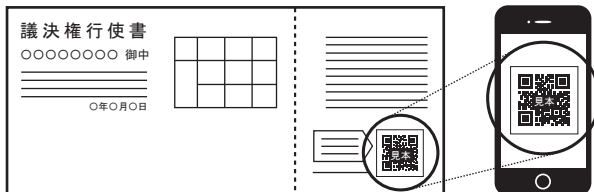
▶次頁に詳しくご紹介しています。



「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

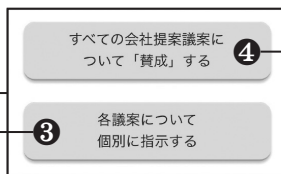


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

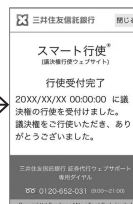


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

<https://www.web54.net>



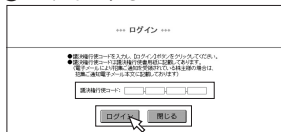
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート
☎ 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット (スマート行使含む) により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット (スマート行使含む) によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット (スマート行使含む) によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の概況

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、緊急事態宣言の解除やワクチン接種の進展、その他各種施策の効果により、経済活動の持ち直しの動きがみられたものの、その後、変異ウイルスによる感染再拡大の懸念やロシアのウクライナへの侵攻による経済への影響等により、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する情報サービス産業界においては、デジタルトランスフォーメーション(DX)^(注1) 関連の需要が拡大するとともに、テレワークといった働き方の変化に伴うオンラインのコミュニケーションツールの活用が浸透しております。また、当社の主な事業分野である官公庁向けシステムは、従来のオンプレミス^(注2) 環境 からクラウド環境への移行が加速するなか、特に防災・防犯に係る行政の高度化の要請は高く、重点施策として予算が確保されております。しかしその一方で、次世代のテクノロジーと融合したサービスの創出に携わるエンジニアの確保と育成が課題となっております。

このような環境において、当社は引き続き、警察・消防・自治体防災・社会インフラ保全の課題解決を実現するシステムの導入拡大に努めました。主力の「NET119緊急通報システム」は全国普及に向け、残りの地域の消防への導入を進めるとともに、今後の成長が期待できる「Live119(映像通報システム)」・「Live-X(映像通話システム)」の積極的な提案を行いました。また、このほか、災害対策本部での情報収集を支援する「DMaCS(災害情報共有サービス)」、自治体や警察が防災・防犯情報を配信するスマートフォンアプリ等、各種システムの積極的な提案にも注力いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、ライセンス売上は減少いたしましたでしたが、自治体向けクラウドサービスにおいて既存契約の継続に加え新規契約が積み上がったことから、利用料収入及び初期構築等に係る受託開発売上が増加したことにより、1,222,077千円(前事業年度比9.2%増)となりました。

利益面では、売上高の増加に加えて売上高総利益率が1.3ポイント向上したため、営業利益400,595千円（前事業年度比17.9%増）、経常利益404,074千円（前事業年度比17.8%増）、当期純利益283,501千円（前事業年度比19.3%増）となりました。

- (注)1. デジタルトランスフォーメーション (DX) : データとデジタル技術を活用し、ユーザーや社会のニーズをもとに、製品・サービス、ビジネスモデルや業務プロセス等を変革すること
2. オンプレミス : 情報システムの利用に必要となるサーバー等の機器をユーザーの管理下に設置する運用形態

②品目別概況

品目別の売上構成比は、クラウド利用料が50.3%（前事業年度は46.5%）、受託開発が42.4%（前事業年度は42.3%）、ライセンス販売が6.1%（前事業年度は9.3%）、商品売上が1.2%（前事業年度は1.9%）となっており、品目別の実績は次のとおりであります。

（単位：千円）

期別 品目別	第30期 （前事業年度）		第31期 （当事業年度）		対前事業 年度比 （%）
	売上高	構成比（%）	売上高	構成比（%）	
クラウド利用料	520,048	46.5	614,888	50.3	118.2
受託開発	473,858	42.3	518,047	42.4	109.3
ライセンス販売	104,434	9.3	75,098	6.1	71.9
商品売上	20,930	1.9	14,042	1.2	67.1
合計	1,119,272	100.0	1,222,077	100.0	109.2

a) クラウド利用料

クラウド利用料につきましては、「NET119緊急通報システム」、「Live119（映像通報システム）」や「DMaCS（災害情報共有サービス）」、自治体や警察が防災・防犯情報を配信するスマートフォンアプリ等の顧客獲得が順調に進み、既存契約の継続に加えて、新規顧客の獲得により契約数が積み上がったため、614,888千円（前事業年度比18.2%増）となりました。

b) 受託開発

受託開発につきましては、地理情報システムの受託開発の売上及びクラウドサービスの初期構築や機能追加に係る売上がともに増加したため、売上高は518,047千円（前事業年度比9.3%増）となりました。

c) ライセンス販売

ライセンス販売につきましては、既存顧客から継続して防災関連等のシステム用のライセンスの受注がありましたが、前期に大型の受注があった影響により、売上高は75,098千円（前事業年度比28.1%減）となりました。

d) 商品売上

商品売上につきましては、受託開発に伴うデジタル地図等の納品を行いましたでしたが、小型の案件が多かったため、14,042千円（前事業年度比32.9%減）となりました。

- (2) **設備投資の状況**
当事業年度の設備投資について、特記する事項はありません。
- (3) **資金調達**の状況
当事業年度の資金調達について、特記する事項はありません。
- (4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。
- (5) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- (6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- (7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第28期 2019年5月期	第29期 2020年5月期	第30期 2021年5月期	第31期 2022年5月期 (当事業年度)
売 上 高	893,404	1,050,916	1,119,272	1,222,077
営 業 利 益	200,308	290,089	339,842	400,595
経 常 利 益	205,833	294,760	343,100	404,074
当 期 純 利 益	156,216	200,837	237,721	283,501
1株当たり当期純利益	49円08銭	62円98銭	74円36銭	88円53銭
総 資 産	1,645,229	1,883,519	2,101,747	2,368,010
純 資 産	1,475,456	1,660,125	1,881,407	2,138,745
1株当たり純資産額	463円39銭	520円12銭	588円01銭	667円52銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境としましては、国内経済の先行き不透明感が続くなか、当社の主な事業分野である官公庁の予算状況についても、感染症対策費の負担やロシアのウクライナへの侵攻等による今後の経済への影響が懸念され、予断を許さない状況ではありますが、一方で、重点施策である防災・防犯や行政のデジタル化推進に関する予算は維持され、行政の高度化を目的とした自治体クラウドの導入は今後加速するものとみられます。

このようななか、当社は、2022年7月に新中期経営計画をスタートし、更なる企業価値の向上と持続的な成長の実現を図っていくことといたしました。当社は近年、独自のクラウドソリューションにより、警察・消防・自治体防災・社会インフラ保全といった領域のDXを実現し、安心安全な社会を推進する重要な役割を担っておりますが、このたび「社会課題に挑戦し新しい価値を創造する」を使命に掲げ、新たな取り組みを進めることとしております。当社は今後、創業期の原点であるGIS事業で培った独自技術・ノウハウや知見を拠り所としつつ、次世代のテクノロジーと融合したクラウドアプリケーションを多角的に提供することにより、時代を変える新しい価値を創造し、“社会に必要不可欠な存在”となることを目指します。

新中期経営計画では、これまでの自治体向けソリューション事業の安定的な拡大を図りつつ新たな成長軌道に繋げるため、以下を主な重点施策として取り組むこととしております。

①Gov-tech^(注)市場の深耕

主力の「NET119緊急通報システム」は、株式会社両備システムズから引き継がれる顧客を中心に、全国普及に向けた残りの地域への導入に引き続き注力します。また、今後の緊急通報の在り方を変える映像ツールとして期待される「Live119」は、2025年5月期に200ヶ所の消防本部を目標として導入を進めるとともに、映像通報の技術を応用した「Live-X」についても、公的な業務の遠隔対応において情報伝達の即時性に効果が期待されており、実証実験による用途拡大を図ります。

そのほか、災害対策本部での情報収集を支援する「DMaCS（災害情報共有サービス）」、警察・消防や自治体が防災・防犯情報を配信するスマートフォンアプリ等、各種システムの積極的な提案や案件開拓にも注力いたします。

(注) Gov-tech（ガブテック）：既存の産業とテクノロジーを組み合わせることでイノベーションを起こす動きをさすxTech（クロステック）のひとつであり、政府（Government）が積極的に新しい技術（Technology）をとり入れ、公的サービスをテクノロジーの力でより良いものにする取り組み

②社会課題解決サービスの創出

近年は通信環境やIoT技術の発展により、モノと情報が接続しながら分析や予知を行うことで社会の新たなニーズに対応することが可能となり、今後は、例えば映像機器やセンサーからの測定情報が防災等の危機管理に重要な役割を担うといわれております。当社の防災・防犯ソリューションについても、こういった次世代のテクノロジーと融合し進化していくため、産官学との連携を一層強化し、新

たなサービスの研究・実証実験に取り組みます。

③人財基盤の強化

当社が今後も安心安全社会に向けた新しい課題に挑戦し続けるためには、人財の確保と育成が不可欠であります。

IT技術者の採用については、官民のデジタル化推進事業に関する需要の高まりを受け、人数の確保が困難な状況ではありますが、採用市場や求職者の動向を注視しつつ、当社における多様な働き方・働きがいを経営的に発信し、IT技術者目線を意識した企業ブランディング向上を図ります。

また、職種・階層に応じた育成カリキュラム・評価プログラムの充実を進め、個々の社員のスキル向上を継続的にフォローアップすることで、クリエイティブ人財の育成強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

当社は主に、地理情報に関連づけた各種クラウドサービス (SaaS) の開発・提供、GIS構築用ソフトウェアのライセンス販売、GIS関連のアプリケーションの受託開発を行っております。

主要な製品及びサービスは次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名
クラウドサービス (SaaS)	NET119緊急通報システム
	Live119・Live110(映像通報システム) Live-X(映像通話システム)
	DMaCS (災害情報共有サービス)
	まちかど案内まちづくり地図
	まちかど地図P r o
	Mailio (メッセージ配信サービス)
ソフトウェア	GeoBase
	GeoBase. NET

6. 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	神戸市中央区
東 京 テ ク ノ ロ ジ ー セ ン タ ー	東京都港区
大 阪 オ フ ィ ス	大阪市北区

7. 従業員の状況 (2022年5月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
60名	4名増	37.4歳	7.3年

(注) 従業員数には兼務役員を含めておりません。

8. 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（2022年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,300,000株（自己株式95,968株を含む。）
- (3) 株主数 4,851名
- (4) 大株主（自己株式を除く上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
近藤 浩代	232,600株	7.26%
株式会社ディキャピタル	219,800株	6.86%
宮崎 正伸	213,300株	6.66%
株式会社サンセイエンジニアリング	128,000株	3.99%
西岡 淳	92,000株	2.87%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	90,700株	2.83%
上田八木短資株式会社	50,800株	1.59%
MSIP CLIENT SECURITIES	50,200株	1.57%
徳永 道太	45,800株	1.43%
中山 慶一郎	39,200株	1.22%

(注) 持株比率は、自己株式（95,968株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	3,100株	4名

(注) 譲渡制限付株式報酬であります。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（2022年5月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の状況（2022年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 崎 正 伸	株式会社営業モデル研究所社外取締役
常 務 取 締 役	近 藤 浩 代	管理部長
取 締 役	岩 田 潤	経営企画室長 公認会計士・税理士 岩田公認会計士事務所所長 BTJ税理士法人代表社員 マルシェ株式会社社外監査役 株式会社ディキャピタル代表取締役 アトラグループ株式会社社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	品 川 真 尚	営業統括部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	橋 本 慶 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 盛 貞 蔵	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	金 崎 定 男	公認会計士・税理士 AIC株式会社代表取締役 金崎公認会計士事務所所長 AIC税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）橋本慶一、福盛貞蔵及び金崎定男の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、橋本慶一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）橋本慶一、福盛貞蔵及び金崎定男の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）橋本慶一氏は、長年銀行に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）金崎定男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な利益・便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合又は保険契約の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれを認識していた場合等には填補の対象としないこととしております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。

取締役の報酬決定の基本方針は、優秀な人材の確保及び中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、各役員に求められる役割と責務に見合った公正かつ合理性の高い水準及び報酬体系となるように設計することとしております。

当社の取締役報酬は、固定報酬として毎月定額で支給される現金報酬と非金銭報酬等として企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした譲渡制限付株式の付与による株式報酬から構成されております。

a) 現金報酬

現金報酬額の決定については、「役員報酬に関する内規」に基づき、当事業年度の予算策定時に、前事業年度の報酬総額、前事業年度の業績、当事業年度の業績見通し等を基に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額及び監査等委員である取締役の報酬総額を株主総会の決議の範囲内において取締役会で決議しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬額については、各人の役位ランクや職責、貢献等を基に代表取締役が決定しております。

また、監査等委員である取締役の個別報酬額については、取締役会で決定した報酬総額を限度として、監査等委員である取締役が協議し決定しております。

b) 株式報酬

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、各人の役位ランクや職責、貢献の他、当社の業績、固定報酬の額等を総合的に勘案し、個人別の付与数を取締役会で決議しております。

当事業年度において、当該株式を取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対して普通株式3,100株を付与しております。当該株式を割り当てた際に付された条件の概要は以下のとおりです。

- ・譲渡制限期間：2021年10月8日から2024年11月15日まで
- ・譲渡制限の解除条件：割当対象者が継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、割当対象者の自己都合による退任等、一定の事由が生じた場合には当社が本株式の全部又は一部を無償で取得する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月25日開催の第25期定時株主総会において年額170,000千円以内（ただし、従業員兼務取締役の従業員部分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、2018年8月28日開催の第27期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数はいずれも4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月25日開催の第25期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の現金報酬の決定については、代表取締役社長の宮崎正伸が委任を受け、決定しております。

その権限の内容は、各人の役位ランクや職責、貢献等を総合的に勘案し、取締役会で決議した報酬総額を限度として配分することであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名と少数であり、各取締役の職責や貢献度が明確であることから、代表取締役が会社の状況を総合的に把握し適切な決定が行われるものと取締役会が判断したため、宮崎正伸に委任しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別報酬額の案について、社外取締役から意見を聴取し、その内容を踏まえて決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	94,572 (-)	85,680 (-)	8,892 (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,680 (10,680)	10,680 (10,680)	-	3 (3)
合 計	105,252	96,360	8,892	7

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、従業員兼務役員の従業員分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）金崎定男氏は、AIC株式会社の代表取締役、金崎公認会計士事務所の所長及びAIC税理士法人の代表社員であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 (常勤監査等委員) 橋本慶一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席し、監査等委員会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 金融機関で培ってきた会計知識、経験・知見に基づき、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化及び企業価値の向上につながる発言・提言を積極的に行い、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。 また、常勤監査等委員として、監査等委員会の意見を取りまとめ、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 福盛貞藏	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席し、監査等委員会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 豊富な上場企業の役員経験に基づき、業績や経営の状況を把握して、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化及び企業価値の向上につながる発言・提言を積極的に行い、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員) 金崎定男	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回すべてに出席し、監査等委員会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 公認会計士としての立場から、財務経理分野に関する豊富な経験・知見に基づき、主に財務及び会計の専門的見地から当社のコーポレートガバナンスの向上・強化及び企業価値の向上につながる発言・提言を積極的に行い、社外取締役としての役割を適切に果たしております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

V 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社は取締役会において次のとおり決議しております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会は、法令遵守を当社の公正かつ透明性の高い企業経営にとって最も重要な課題のひとつであると認識し、「経営理念」「経営方針」「行動規範」を制定した。代表取締役はその精神を役職者を始め全従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
 - ②コンプライアンス上疑義ある行為については、内部者通報制度規程に基づき社外弁護士を通じた通報窓口を設置し、取締役及び従業員が通報できるものとする。
 - ③取締役及び従業員の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に自己点検を実施する。内部監査規程に基づき、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて調査するとともに、その結果を代表取締役に報告する。
 - ④監査等委員である取締役は、必要に応じて重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査・監督する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令、文書管理規程及び「情報セキュリティスタンダード」に従い保存対象文書、保存期間及び主管部署を定め適切な保存・管理を行う。
 - ②取締役が必要に応じてこれらの文書を速やかに閲覧できる状態を維持する。
 - ③内部情報管理規程に基づき情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①取締役会は代表取締役の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理規程を制定する。
 - ②管理部はリスク管理部門として全社的なリスクの認識とリスク管理活動を統括し、リスク分類ごとの権限付与と責任を負う責任部門を定め、規程の運用・見直しを図る。
 - ③自然災害等重大な不測の事態が発生した場合は、対応責任者を定め、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - ④必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、速やかに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。
 - ②取締役会では、定期的に各業務執行取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
 - ③取締役会は、経営環境の変化に対応して経営方針及び経営計画を策定し予算を決議する。日常の職務執行について、職務権限規程及び職務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
2022年5月31日現在、当社に親会社または子会社はありません。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議し適切な人員配置を検討する。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役及び従業員に周知徹底する。
 - ②監査等委員会の職務を補助すべき従業員についての任命、異動及び評価等を行う場合は、あらかじめ監査等委員会の承認を得ることとする。

- (3) 取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制
- ①監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席し、業務執行取締役から職務執行の状況その他重要事項の報告を受ける。また、監査等委員会が必要と判断する会議の議事録について閲覧できる。
 - ②取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
 - ③監査等委員会は、上記にかかわらずその職務執行上必要と判断した事項についていつでも取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に報告を求めることができる。
 - ④監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に周知徹底する。
- (4) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査等委員会は、定期的に代表取締役と会合を持ち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題及び事業に内在するリスク等の他、監査上の重要な課題について意見交換する。
 - ②稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に監査等委員会が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - ③監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人から監査計画を事前に提供を受けるとともに、必要に応じ監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行う。
 - ④監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士・税理士・公認会計士その他外部アドバイザーから意見と助言を求めることができる。
 - ⑤監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは精算等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
7. 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するために必要な体制及び有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を金融商品取引法等の法令に準拠して整備する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、外部に向けて報告する体制を整備する。
8. 反社会的勢力排除に向けた基本方針
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととする。また、必要に応じ弁護士、警察等の専門機関とも連携を取る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

①取締役の職務の適正について

毎月1回の月例開催を始め21回の取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適法性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

②監査等委員会の職務の適正について

監査等委員である取締役は、取締役会を始め重要な社内会議に出席し、業務執行取締役の職務の監査・監督、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するほか、内部監査室や会計監査人との意見交換及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保いたしました。

③財務報告の信頼性を確保するための体制について

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④コンプライアンス・リスク管理に関する取り組みについて

コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社を対象に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育を実施したほか、重大な不測の事態等による損害拡大を防止するため、リスクアセスメントを実施し、管理策の見直しを検討いたしました。

⑤その他

コーポレートガバナンスの向上・強化及び企業価値の向上のため、取締役会においてコーポレートガバナンスコードに沿った企業体制の整備についてレビューを実施しました。

（本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。）

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,249,933	流 動 負 債	190,833
現金及び預金	2,000,645	買掛金	24,847
売掛金	125,347	未払金	19,761
有価証券	72,602	未払費用	13,114
仕掛品	13,580	未払法人税等	74,792
貯蔵品	2,516	未払消費税等	21,804
前払費用	33,575	前受金	198
その他	1,792	預り金	15,597
貸倒引当金	△125	前受収益	20,717
固 定 資 産	118,077	固 定 負 債	38,432
有 形 固 定 資 産	7,448	長期未払金	11,590
建物	3,801	長期前受金	10,520
工具器具備品	3,647	長期前受収益	16,321
投 資 そ の 他 の 資 産	110,628	負 債 の 部 合 計	229,265
投資有価証券	50,430	純 資 産 の 部	
長期前払費用	10,037	株 主 資 本	2,138,739
繰延税金資産	19,383	資本金	363,950
その他	30,776	資本剰余金	393,573
		資本準備金	353,450
		その他資本剰余金	40,123
		利益剰余金	1,390,716
		その他利益剰余金	1,390,716
		繰越利益剰余金	1,390,716
		自己株式	△9,500
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
資 産 の 部 合 計	2,368,010	純 資 産 の 部 合 計	2,138,745
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	2,368,010

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,222,077
売上原価	403,274
売上総利益	818,803
販売費及び一般管理費	418,207
営業利益	400,595
営業外収益	
受取利息	37
有価証券利息	1,066
受取配当金	20
助成金収入	2,054
その他	300
経常利益	404,074
税引前当期純利益	404,074
法人税、住民税及び事業税	122,522
法人税等調整額	△1,950
当期純利益	283,501

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	363,950	353,450	27,655	1,145,609	△9,809	1,880,856
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△38,395		△38,395
当期純利益				283,501		283,501
自己株式の取得					△133	△133
自己株式の処分			12,467		442	12,910
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)						
当事業年度中の変動額合計	—	—	12,467	245,106	309	257,883
当事業年度末残高	363,950	353,450	40,123	1,390,716	△9,500	2,138,739

(単位：千円)

	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純資産合計
	当事業年度期首残高	
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△38,395
当期純利益		283,501
自己株式の取得		△133
自己株式の処分		12,910
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	△546	△546
当事業年度中の変動額合計	△546	257,337
当事業年度末残高	5	2,138,745

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

建物 15年

工具器具備品 4年～8年

無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

① 受託開発

受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）については、契約開始時において、一定期間にわたり充足される履行義務かどうかを判断し、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

一方、一時点で充足される履行義務と判断されるものについては、完了時に収益を認識することとしております。

②クラウド利用料

クラウド利用料（クラウドサービスの提供、ソフトウェア保守、並びにライセンスサポート等）については、日常的または反復的なサービスであり、顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、顧客との契約に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ライセンス販売、商品売上

ライセンス販売、商品売上については、顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受け渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「収益認識に関する会計基準」の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

当社は、従来受注制作のソフトウェア開発について、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を採用しておりました。これを、当事業年度の期首より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、完了時に収益を認識することとしております。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加

減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
この結果、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物	4,700千円
工具器具備品	10,865千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,300,000	—	—	3,300,000
合 計	3,300,000	—	—	3,300,000

(2) 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	100,407	61	4,500	95,968
合 計	100,407	61	4,500	95,968

- (注) 1. 自己株式の増加61株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. 自己株式の減少4,500株は、譲渡制限付株式の付与によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	38,395	12.00	2021年 5月31日	2021年 8月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年8月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,856	14.00	2022年 5月31日	2022年 8月26日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	38千円
未払事業税	4,760千円
減価償却費	561千円
資産除去債務	1,926千円
役員退職慰労金	6,105千円
株式報酬費用	5,900千円
その他の	92千円
繰延税金資産合計	<u>19,386千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>△2千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>19,383千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、ソフトウェアの製造・販売を行うための投資計画に照らし、必要な資金については主に自己資金を充当しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、債券と上場株式であり、債券や上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。売掛金については、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は債券及び上場株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」は、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	123,032	123,032	—
資産合計	123,032	123,032	—

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,000,645	—	—	—
売掛金	125,347	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの(社債)	72,500	50,000	—	—
合計	2,198,492	50,000	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	589	—	—	589
社債	—	122,443	—	122,443
資産合計	589	122,443	—	123,032

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は上場株式及び債券であり、上場株式は活発な市場で取引されているため、相場価格を用いて評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、地理及び位置情報事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	地理及び位置情報事業
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	747,054
一時点で移転される財又はサービス	475,022
顧客との契約から生じる収益	1,222,077
外部顧客への売上高	1,222,077

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	96,258
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	125,347
契約負債 (期首残高)	46,751
契約負債 (期末残高)	47,757

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。契約負債は、主にクラウドサービス契約及び保守サービス契約における顧客からの前受金及び前受収益であり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」、「前受収益」、及び固定負債の「長期前受金」、「長期前受収益」に計上しております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末において26,842千円であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から4年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	667円52銭
(2) 1株当たり当期純利益	88円53銭

10. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響について、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難であるものの、現時点において当社の事業に重要な影響は生じていないため、新型コロナウイルス感染症による業績への影響は軽微であると判断し、会計上の見積りを行っております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月6日

株式会社ドーン
取締役会 御中

東陽監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 岡本 徹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 恵二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドーンの2021年6月1日から2022年5月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月6日

株式会社ドーン 監査等委員会

常勤監査等委員 橋本慶一[㊞]

監査等委員 福盛貞蔵[㊞]

監査等委員 金崎定男[㊞]

(注) 監査等委員橋本慶一、福盛貞蔵及び金崎定男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分に関して、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。内部留保資金は、設備投資、研究開発投資等に活用し、経営基盤の強化と新製品やサービスの開発により事業の拡充を図ることとしております。

また、当社は、おかげさまで2022年6月12日をもちまして株式上場20周年を迎えることができました。つきましては、当期の期末配当金は、普通株式1株につき13円の普通配当に、1円の株式上場20周年の記念配当を加え、合計14円とさせていただきますと存じます。

以上より、当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 14円

(普通配当13円、株式上場20周年記念配当1円)

配当総額 44,856,448円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年8月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、事業目的を追加するため、第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の内容を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (条文省略) (9) <u>位置情報サービス(位置と関連づけた各種情報サービス)</u>の提供業務 (10)～(11) (条文省略)</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) (9) <u>位置情報・画像・音声・センサー情報、その他各種機器から収集・分析されるデータと関連づけた各種情報サービス</u>の提供業務 (10)～(11) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じです。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役を1名減員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会はずべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>【再任】<男性> みやざき まさのぶ 宮崎 正伸 (1969年7月14日生)</p>	<p>1993年4月 株式会社オービック入社 1998年9月 当社入社 営業部長 2000年6月 取締役営業部長 2005年8月 代表取締役副社長 2009年10月 代表取締役社長（現任） 2013年12月 株式会社営業モデル研究所社外取締役（現任）</p>	213,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 宮崎正伸氏は、創業期より当社の事業モデルの確立・発展に貢献するとともに、代表取締役として経営全般を統括し企業価値向上に取り組んでいることから、今後も当社の持続的な発展のために適切な人材であると判断し、引き続きその候補者としていたしました。</p>			
2	<p>【再任】<男性> いわた じゅん 岩田 潤 (1969年12月23日生)</p>	<p>1992年10月 青山監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 1996年3月 公認会計士登録 1999年1月 プライスウォーターハウス税務事務所（現税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）入所 2001年9月 岩田公認会計士事務所所長（現任） 2005年6月 マルシェ株式会社社外監査役（現任） 2007年8月 当社社外監査役 2008年10月 BTJ税理士法人代表社員（現任） 2010年1月 アトラ株式会社（現アトラグループ株式会社）社外監査役 2010年3月 株式会社ディキャピタル代表取締役（現任） 2011年8月 当社社外取締役 2016年8月 当社取締役兼経営企画室長 2017年3月 アトラ株式会社（現アトラグループ株式会社）社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 当社取締役兼管理部長（現任）</p>	7,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 岩田潤氏は、公認会計士として財務会計分野に精通するほか、上場企業の社外監査役・社外取締役を歴任しており、経営に関する豊富な経験・見識に基づき、当社の経営体制及び経営戦略の強化に取り組むとともに、新たに2022年6月からは管理部門全般のマネジメントに携わっていることから、今後も当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続きその候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <男性> <small>しながわ まさなお</small> 品川 真尚 (1972年12月15日生)	1995年4月 日本電信電話株式会社入社 1999年7月 東日本電信電話株式会社入社 2000年9月 当社入社 2009年11月 東京営業所所長 2013年6月 執行役員兼東京営業部部长 2016年8月 取締役兼営業統括部長 (現任)	25,600株
	【取締役候補者とした理由】 品川真尚氏は、マーケティング・営業等、営業部門全般を統括し、当社の主力製品・サービスの導入拡大に取り組み、収益の拡大を進めていることから、今後も持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続きその候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、違法な利益、便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合、保険契約の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれを認識していた場合等は免責対象としております。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役橋本慶一氏及び福盛貞蔵氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	新任 社外 <男性> <small>み き そうかん</small> 三木相煥 (1957年12月27日生)	1983年4月 東洋炭素株式会社入社 2003年9月 同社執行役員 2008年8月 同社取締役 2014年6月 絆コーポレーション株式会社代表取締役(現任)	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 三木相煥氏は、上場企業の執行役員・取締役を歴任しており、経営に関する豊富な経験・実績・見識に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その候補者といたしました。選任後は、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただくことを期待しております。		
2	新任 社外 <女性> <small>よしだ いくこ</small> 吉田郁子 (1982年10月4日生)	2006年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2006年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2018年8月 弁護士法人経営創輝入所パートナー 2020年8月 エクスリンク法律事務所パートナー(現任)	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 吉田郁子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識・経験に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その候補者といたしました。選任後は、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただくことを期待しております。		

- (注) 1. 三木相煥氏及び吉田郁子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三木相煥氏及び吉田郁子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、三木相煥氏及び吉田郁子氏の選任が承認された場合、両氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. 三木相煥氏及び吉田郁子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないことを要件として会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、違法な利益、便宜供与を得た場合、故意の法令違反の場合、保険契約の開始以前に損害賠償請求がなされるおそれを認識していた場合等は免責対象となります。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。三木相煥氏及び吉田郁子氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 吉田郁子氏の戸籍上の氏名は寺村郁子ですが、職務上使用している氏名を表記しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

三宮グランドビル 2階会議室

TEL 078-222-9700



交通 ○JR「三ノ宮駅」、阪神・阪急「神戸三宮駅」から 徒歩約10分

○ポートライナー「三宮駅」から

徒歩約10分